



市県民税・所得税に関する申告はお早めに

令和8年度の市県民税申告と令和7年分の確定申告の受け付けが始まります。提出期限は3月16日(月)です。電子申告(e-Tax)や郵送での提出にご協力ください。

市民税課(市役所1階) 74-5429(市県民税申告)

平塚税務署(〒254-8533平塚市浅間町9-1) 22-1400(確定申告)

市県民税の申告について

令和8年1月1日時点で市内在住の人で、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。市県民税の賦課のほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・児童手当など各種手当の算定や、課税(非課税)所得証明書発行の基礎資料となるので、期限内に提出をお願いします。

◆令和7年中に所得がない人◆別世帯の人の扶養親族になっている人◆給与所得者で給与所得以外の所得合計が20万円以下の人◆公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人*

*所得税の申告はしなくてもよいことになっていますが、市県民税の申告はしなければなりません

市県民税の申告方法

市県民税申告書は、1月26日(月)から市民税課窓口で配布し、受付を開始します。市ホームページからも入手できます



市ホームページ

また、パソコンやスマートフォンを使って自宅で作成できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。郵送(〒259-1188)※住所欄の記入は不要)でも提出可能です

年金所得者の申告について

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除などを追加して申告することで、所得税の還付や令和8年度市県民税が減額となる場合があります。

令和8年度から適用される個人住民税の主な改定内容について

令和7年度税制改正において、物価上昇における税負担の調整や就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額に係る要件などの引き上げ、大学生年代の子などに関する特別控除(特定親族特別控除)の創設、子育て支援に関する政策税制が行われました。詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

各種相談会などのスケジュール

開催日時・場所など	
平塚税務署での所得税確定申告	とき 2月16日(月)～3月16日(月)の午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)△受付は午前8時30分～午後4時
税理士による確定申告無料相談会	とき 1月28日(水)・29日(木)の午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(オンラインによる事前申込。当日枠あり) ところ 市民文化会館展示室 対象 小規模事業者、給与所得者、年金受給者(土地・建物および株式などの譲渡所得がある場合は除く)
市職員による確定申告相談会 ※要予約(当日枠なし)	とき 2月20日(金)～3月13日(金)の午前9時30分～午後4時(月・土・日曜日、祝日を除く)△2月20日(金)は平塚税務署職員によるスマホ申告相談を実施※予約は市LINE公式アカウントから ところ 市役所レストラン棟1階会議室 対象 公的年金、給与収入のみ(市内に住民登録がある人) ※小規模事業者および住宅ローン控除や一時所得、雑所得(業務)がある人は、相談の対象外となるため、税務署での手続きまたは税理士による無料相談会をご利用ください その他 開催期間中、確定申告作成コーナーを設置します。パソコンを配置しており、自分で作成と提出が可能です(予約不要)
作成済みの確定申告書の提出 ※予約不要	とき 1月28日(水)・29日(木)、2月16日(月)～3月16日(月)の午前9時30分～午後4時※土・日曜日、祝日を除く ところ 市民文化会館展示室(1月28日・29日)、市役所レストラン棟1階会議室(2月16日～3月16日)
確定申告書などの配布 ※配布数に限りあり	とき 1月28日(水)～3月16日(月) ところ 市役所1階横浜銀行前(1月28日～2月19日)、市役所レストラン棟1階会議室(2月20日～3月16日)※土・日曜日、祝日を除く)、駅窓口センター
持ち物	◆申告書◆マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類)、源泉徴収票や各種控除の証明書(医療費控除を受ける人は、領収書の合計額を計算してください)◆前年の申告書の控え一式◆還付金がある場合、申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告相談の場合のみ)

予約方法について

いずれも市ホームページから※申告書の提出のみの場合は予約不要です



市ホームページ

税理士による確定申告無料相談会 1月13日(火)午前10時から予約を開始します。

市職員による確定申告相談会 2月10日(火)午前9時から予約を開始します。△完全予約制(相談日の前日までに予約が必要です。予約枠に限りあり)。市LINE公式アカウント「申請・予約」または予約専用電話(92-1112、平日午前9時～午後4時)からも予約できます。電話による予約は混雑が予想されるため、LINEからの予約にご協力ください

平塚税務署での所得税確定申告 申告書作成会場では、入場整理券を配布します。当日、会場で配布するほか、国税庁LINE公式アカウントによる事前発行で入手することができます。※配布状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります



国民健康保険税などの支払い額を通知します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の令和7年中の支払い額を通知します。12月下旬に納付した金額は加算されていない場合がありますので、確定申告で使用する際は、領収書などで確認してください。

障害年金や遺族年金、福祉年金から天引きした額は市から通知します。その他の公的年金から天引きした額は、日本年金機構などが送付する「公的年金等の源泉徴収票」で確認してください。



国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費通知を発送

国民健康保険の医療費通知は、令和7年1月～10月診療分を1月中旬に、11月・12月診療分を3月中旬に発送します。後期高齢者医療制度の医療費通知は、令和7年1月～11月診療分を2月中旬に、12月診療分を3月中旬に発送します。

通知は、確定申告での医療費控除申告に使用できます。ただし、医療費控除の対象となる支出で通知に記載されていないものは、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。※領収書は、確定申告期限から5年間の保存が必要です。

保険年金課 94-4728(国民健康保険)

94-4521(後期高齢者医療制度)

長寿介護課 94-4722(介護保険)



介護に関する税の所得控除

要介護認定者の障害者控除

65歳以上で身体障がい者などに準ずる人、またはその人を扶養している人は、所得税・住民税の所得控除が受けられます。所得控除の申告には「障害者控除対象者認定書」が必要ですので、担当へ申請してください。障害者手帳や療育手帳などが交付されている人は、その手帳で所得控除の適用が受けられます。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

認定書の交付対象者

令和7年12月31日時点で、要介護に認定されている65歳以上の人(要支援認定者は該当しません)

障害者控除を受けられる人

認定書交付対象者またはその扶養者で、所得税・住民税が課税されている人

認定申請に必要なもの

対象者の介護保険被保険者証△申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

介護保険サービス利用料の医療費控除

次のサービスを利用している場合、利用料の自己負担分が控除の対象となります。※対象額は、サービス事業者発行の領収証に記載されます

◆訪問看護、通所リハビリテーションなどの医療系の居宅サービス◆前記のサービスと併せて利用する訪問介護(生活援助中心型を除く)、通所介護などの居宅サービス◆介護老人福祉施設の施設サービス(自己負担額や食費、居住費の2分の1相当)◆介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の施設サービス(自己負担額、食費、居住費)

おむつ代の医療費控除

6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代の控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

控除を受ける人は、市が発行する「主治医意見書の内容確認証明書」を代用できます。詳しくは担当へお問い合わせください。

長寿介護課 94-4723